

不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充

平成 29 年 2 月 24 日
再資源化支援部

【事業概要】

《概要》
残存する不法投棄・不適正保管事案(800 事案 5,589 台)の現況調査を実施のうえ、対策案の提案等自治体における事案の解消に向けた支援を実施する。
前記の取組みに加え、未然防止の取組みを含む不法投棄等対策支援事業の拡充を行う。

《特預金出えん等概算額》
1 億円/5 年間: 予定見通し額(下記①～③)
2 億円/5 年間: 今後メニューを確定する自治体ニーズに応じた対策向け (下記④)

- 《具体的な施策》
- ① 不法投棄・不適正保管事案に関する詳細な調査と対策案の検討・提案
 - 全国の不法投棄・不適正保管事案について、平成 30 年度までに 10 台以上の事案に関する現場調査および当該自治体との意見交換、支援事業に関する自治体の支援ニーズの確認を実施し、課題を類型化のうえ、対策案の検討・提案
 - 調査結果に基づき整理検討した内容を国に報告するとともに、自治体へ情報提供し、必要な助言、その他の協力をを行い、自治体による事案の解消を支援
 - 前記の調査に加え、不法投棄・不適正保管台数の調査結果を検証するため、正確な状況を確認するための調査手法を検討
 - ② 不法投棄・不適正保管事案解消のための自治体担当者への知見の提供
 - 自治体担当者に対するノウハウ等の関係情報の提供、支援策の検討・実施
 - ③ 自動車の不法投棄等に関する相談窓口の拡充
 - 4号業務の対応として既存の相談窓口を拡充し個人からの相談に対応
 - 不法投棄等に関する相談窓口の開設について、自治体を通じ全国へ周知展開
 - ④ 自治体のニーズに応じた対策(今後メニューを確定する対策)
 - 国による今後の方針検討を踏まえ、以下3点についてモデル的(規模・種類別)に選定した自治体(6事案程度)についてきめ細かく支援ニーズを把握のうえ、自治体の事業を支援し、その結果を踏まえ事業要綱等の改定と他事案への適用を検討
 - ・未然防止策: 自治体が行うパトロール、その他未然防止策への支援の検討
 - ・事案の把握: 自治体が行う個別事案の規模や廃棄物該当性の確認調査への支援の検討
 - ・行政代執行の円滑な実施: 自治体が行う生活環境保全上の支障の有無の調査への支援の検討、国による現行の出えん率引き上げニーズの確認

《中期スケジュール》						
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
① 不法投棄等の事案調査	全国の事案調査 103 事案(10 台以上の事案)		課題類型化 対策検討	自治体に向けた対策等の情報発信 改善状況の確認		
② 不法投棄・不適正保管事案 解消のための自治体担当者 支援	支援策の 検討・実施		支援策の実施			
③ 不法投棄等相談窓口の拡 充	現状把握	開設準備	窓口対応開始			
		自治体向け広報				
④ 自治体のニーズに応じた 対策		方針検討 (国)	モデル事 業の支援	要綱 等の 改定	他事案に適用した対策に係る支援	

【平成 29 年度実施計画】

- 《平成 29 年度実施施策》
- ① 不法投棄・不適正保管事案に関する詳細な調査と対策案の検討・提案
 - 50 台以上の 16 事案全件の調査と意見交換、50 台未満の 20 事案程度をサンプル調査
 - 自治体のニーズに応じた対策立案のためのヒアリング
 - 課題の整理・類型化、対策案の検討、自治体への情報発信
 - 不法投棄・不適正保管台数の調査結果を検証するため、正確な状況を確認するための調査手法を検討
 - ② 不法投棄・不適正保管事案解消のための自治体担当者への知見の提供
 - 自治体担当者支援策の検討・実施
 - ③ 自動車の不法投棄等に関する相談窓口の拡充
 - 対応スキームの検討
 - 相談窓口開設のための運用体制の構築と自治体を通じた窓口開設に関する周知(ポスター・チラシの配布)
 - ④ 自治体のニーズに応じた対策(今後メニューを確定する対策)
 - モデル的に支援する自治体の選定(国、JARC)とモデル事業実施自治体に対する支援

《年間スケジュール》					
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	費用
① 不法投棄・不適正保管事案に関する調査・整理等	全国の事案調査(36 事案)				5 百万円
			課題の整理・類型化、対策案立案		
② 不法投棄・不適正保管事案解消のための自治体担当者支援	支援策の検討		自治体への周知	支援策の実施	1 百万円
③ 不法投棄等に関する相談窓口の拡充	対応スキーム等の検討		開設準備 自治体を通じた窓口開設の周知		45 百万円
④ 自治体のニーズに応じた対策	方針検討(国) モデル自治体の選定		モデル事業の支援		-
費用合計					51 百万円

【平成 29 年度特預金出えん計画】

平成 29 年度予算における不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充に係る特預金の出えん見込み額は 51 百万円とする。

自動車リサイクル法第 106 条 4 号業務として平成 29 年度 5 月に経済産業大臣及び環境大臣の承認を得たうえで、指定再資源化機関として資金管理センターから特預金の出えんを受ける。

なお、平成 29 年度の 4 号業務に係る出えん収入の残余については、法第 109 条に基づく再資源化等業務規程第 18 条第 5 項に基づき、平成 30 年度の法第 106 条第 3 号から第 5 号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。